

# 「屠沽ノ下類」考

細川行信

はじめに

初期真宗教團の社會的基盤が、どのような階層にあつたかについて、故服部之總氏<sup>①</sup>が、下人・新百姓といつた社會的に最下等である農民層に注意されてより、これをめぐつて種々の觀點から幾つかの論究が發表された。いま所説の結論をあげると、まず家永三郎博士は、悪人正機説が武士の宗教的要求と不可分の關係にあることから、武士層にその基盤をもとめ、更に赤松俊秀教授は、右の家永説を一步進めて、今迄あまり注意されなかつた商工業者に注目された。<sup>③</sup>一方、笠原一男氏は先の家永説を批判すると共に、在家農民という言葉を用いて、その基盤が直接生産者であつたと主張された。<sup>④</sup>このようにして、諸説は蘭菊を競う様相を呈すること

となつたが、このうち、家永博士が傍證として用いられた金澤文庫本念佛往生傳は、證明の史料として適切でない事は前に指摘したことがある。<sup>⑤</sup>ところで、赤松説の論據は、嘉元元年（一一三〇年、親<sup>⑥</sup>）の專修念佛に關連して出された幕府の書下に「在家止住之士民」とある事から、これは武士を中心とする教團でないことは明らかであり、その土民は存覺一期記十四歲（元嘉元年）の條にある如く、數百貫の大金を扱いうる程の存在から、單なる農民ではなく商人と考えるのが適當ではないかとされ、この事から推して、親鸞聖人の弟子中、商業に關係した者が可成りいたと想定された。しかも、聖人が唯信鈔文意に「屠沽ノ下類」という釋文を用いられ、それを説明されるのに「沽」を「アキナナリ」と誌された事を資料として商人層の重要性を強調された。しかし、唯信鈔文意を何度か私に讀

み返してみると、どうも此のよう割り切つて考へる事ができないため、以下その理解するところをまとめてみた。若し大方の批判・叱正を仰げれば幸に存じます。

① 親鸞ノートの「いはゆる護國思想について」

② 佛教史學第二卷第二號所收「金澤文庫本念佛往生伝の研究」

③ 真宗研究第一輯所收「初期真宗教團の社會的基盤について」

④ 親鸞と東國農民の「第七章 真宗受容の社會的基盤」

⑤ 大谷學報第三五卷第一號所收拙稿「真宗初期教團發祥の基盤」

# 一

「屠沽ノ下類」の典據は、既に阿彌陀經集註に引用される元照律師の阿彌陀經義疏の中に見える(次の文の一節は、證の文)。そして義疏よりの引文は、集註の裏書を參照すると、阿彌陀經の流通分に他方の淨刹と世尊の慈悲を表わすうち、前者に屬し、而も「云能爲甚難希有之事、說此世間難信之法」とある中の世間難信の法を明かされたもので、隨つて經の「一切世間難信之法」の註釋である。ところで、教行信證によれば、信卷の菩提心を釋される中で、論註の文について同義疏より引かれる三文の

うち、その第二文に次の如く載せられてある。

又云念佛法門ハスラハ不簡ニ智豪賤ハスセ久近善惡ハレ取ニ

決誓猛信臨終惡相十念往生此乃具縛凡愚屠沽下類刹

那超越成佛之法可謂世間甚難信也

即ち、文中に「具縛凡愚屠沽下類」という言葉がみえ

るが、更に其の後には律宗用鉄の釋文につづいて、阿彌陀經義疏の註釋書である聞持記が引かれてあるが、そ

の中に「具縛凡愚ニ惑ニ全屠沽下類刹那超越成佛之法可謂

一切世間甚難信也屠謂宰殺ハ即醒賣如此惡人止

の文が載せられてある。而して、この聞持記は宋より渡來して間もなかつたにも拘らず、聖人が此の書を逸早く引用されたについては、その註釋に特別の關心をよせられた事と推察される。

ところで、右の聞持記中の割註によれば「具縛、凡愚」とは見惑と修惑を全有する存在、すなわち理・事に迷う煩惱に縛られた凡夫という事で、それは業縁に繫がれた我々凡愚を指し示すものである。これに對して、それに引續く「屠沽下類」の語には、「屠を「宰<sup>(2)</sup>殺<sup>(2)</sup>」・沽を「醸賣」と明かすように、魚・鳥や獸の肉を分ち割く漁夫・獵師や酒を造つて賣るような、卑しい生業をいとな

む人達を示すものである。

今、このことを暫く聖人の和讃の上に例を求めるに、淨土和讃（觀經意）に大聖の攝化をば「凡愚底下ノツミヒトヲ」と讀じられ、その「凡愚」・「底下」の「ワレラ」

（眞蹟初稿本の  
〔底ノ左訓〕）をば、正像末和讃に「底下ノ凡愚トナレルミハ」（稿本による）と「ホムナウノソコニシツメルホムフ」（底ノ左訓）としての反省が述べられていて、「凡愚」・「底下」の語は即一・不二の關係にある事は明白である。したがつて、このことから推考すれば、「具縛ノ凡愚」と「屠沽ノ下類」の兩語の關係も、當然に不離相即しなければならない。即ち、「屠沽ノ下類」は「具縛ノ凡愚」に直結してこそ、その意義があるべきであろう。なお、六要鈔の指示に従えば、義疏の第二文は佛の自利・利他二難のうち利他的法難を説くもので、まことに凡愚・下類に至るまで刹那に成佛する法なるが故に「一切世間難信之法」とある經文の眞意が身に沁みて味わい深く感受される。

二

「具縛ノ凡愚、屠沽ノ下類」の語は、衆知の通り唯信鈔文意に可成り詳しい説明がなされてあるが、（光德寺本には  
具縛ノ凡夫）

今、唯信鈔文意によると、その文は「但使廻心多念佛」を解説する中に記述されてあるが、この「但使廻心多念佛」は、唯信抄の前半に掲げられた三つの釋文（五會法事譏二文・法事譏一文）中の一つである。即ち、それは「彼佛因中立弘誓 開名念我惣迦來 不簡貧窮將富貴不簡不智與高才 不簡多聞持淨戒 不簡破戒罪根深但使廻心多念佛 能令瓦礫變成金」とある文中の一句である。而して右の文は、第十八願の意を顯わすもので、唯信抄には此の五會法事譏の引文に先立つて次の如く書かれている。

ツキニ、第十八ニ念佛往生ノ願ヲオコシテ、十念ノモノオモミチヒカムトノタマヘリ、マコトニツラノコレヲモフニ、コノ願ハナハタ弘深ナリ、名號ハワツカニ三字ナレハ、盤特カトモカラナリトモタモチヤスク、コレヲトナフルニ、行住座臥ヲエラハス時處諸緣ヲキラハス、在家出家、若男若女老少、善惡ノ人才モワカス、ナニ人カコレハモレム

之によれば、法印は本願の弘深なることを述べられたが、特に魯鈍の佛弟子として、人口に膾炙されている周利盤特をあげて、念佛勸進された事については、そこに當時、唱道家として譽高い法印の巧な表現をうかがいうるが、今一つ「惡機一人置此機往生謂道理なりけりと知程習たるを、淨土宗善學云也、此宗惡人爲手本善人攝也」(醍醐本法然上人傳記所載)という法然上人の言行を傳えた資料に基けば、「ホトケノミテシナリ、クチノヒトナリ」(盤特の註)の代表者をあげられた事の中に、惡機一人の設定と、それを手本とされた事が察せられよう。かくして、右の如き端的な表現において、多くの有縁の人々に五會讀の文を正しく理解させようとされた意圖が知られる。ところで、五會讀の該文は、既に法然上人によつて高く掲げられていたもので、選擇集には本願章の中に引用されているのを始め、無量壽經釋・法然聖人御說法事・逆修說法・念佛大意などにも記載され、この外、醍醐本法然上人傳記や法然上人行狀繪圖などの傳記類にも收められているが、このうち、法然聖人御說法事(西方指南抄上末所收)によ中には、法藏菩薩が餘行をすてて、念佛一行をもつて本願をたてられたについて勝と易の二義があり、その易行を述べられるに「南無阿彌陀佛トマフスコトハ、イカ

ナル愚癡ノモノモ、オサナキモ老タルモ、ヤスクマフサル、カニヘニ、平等ノ慈悲ノ御コロヲモテ、ソノ行ヲタテタマヘリ……(中略)……コレニヨテ、法藏菩薩平等ノ慈悲ニモヨオサレテ、アマネク一切ヲ攝セムカタメニ、カノ諸行ヲモテハ往生ノ本願トセス、タタ稱名念佛ノ一行ヲモテソノ本願トシタマヘルナリ」として次に五會讀の文が引かれてある。更に法然上人傳記よりうかがうと、その「三心料簡事」の中に「一、一法攝萬機事」の一條を設け、五會讀の文を挿んで、前に「第十八願云、十方衆生無漏二十方之衆生、我願內込三十方也」を、そして後に「此文心我身貧窮不造功德、下知不知知三法門、破戒雖犯罪障、便廻心多念佛思云々」との解説があるが、實はこの史料が源空聖人私日記に次いで古いものだけに特に注意を惹き、これによつて私案すれば、「具縛ノ凡愚、屠沽ノ下類」の語は「我身」の貧窮にして罪障なる存在を示すものに他ならぬであろう。

## 三

唯信抄においては、佛弟子中より盤特なる愚痴の人を選び、それが我等の手本として愚者の念佛往生を勧められ、念佛法門こそ「ナニ人カコレニモレン」とて、善惡

の機別なく全人の歸すべき往生の大道である事を明してあるが、これに對して、唯信鈔文意には「具縛ノ凡愚屠沽ノ下類」と彌陀經義疏の文が引かれ、聞持記の註に基いて更に次の如き解釋が施されてある。

具縛ハヨロツノ煩惱ニシハラレタルワレラナリ、煩ハミヲワツラハス、惱ハコヘロヲナヤマストイフ、屠ハヨロツノイキタルモノヲコロシホフルモノナリ、コレハレウシトイフモノナリ、沽ハヨロツノモノヲウリカウモノナリ、コレハアキ人ナリ、コレラヲ下類トイフナリ

更に、これにつづく「能令瓦礫變成金」の解釋中に  
レウシ・アキ人サマノモノハ、ミナイン・カワラ  
・ツフテノコトクナルワレラナリ、如來ノ御チカヒヲ  
フタコヘロナク信樂スレハ、攝取ノヒカリノナカニオ

サメトラレマイラセテ、カナラス大涅槃ノサトリラヒ  
ラカシメタマフハ、スナワチレウシ・アキ人ナトハ、

イシ・カワラ・ツフテナムトヲ、ヨクコカネトナサン

メムカコトシトタトヘタマヘルナリ（今は草修寺所藏の康元二年書寫眞蹟本によつたが二

と前掲二文は「カヤウノヒト」を挿んで續く）。

とあつて、具縛も屠沽も共に「ワレラ」自身のことであつて、具縛も屠沽も共に「ワレラ」自身のことであり、「イシ・カワラ・ツフテ」といつた瓦礫であつて

こそ、本願を信樂すれば「ヨクコカトネナサシヌム」なる譬喻を以つて、難信金剛の信心を明かさんとされるもので、その機の自覺において唯信抄の意を深めたものである事が知られる。

なお、右の一段の終りに「コノ文ハ慈愍三藏トマフス聖人ノ御釋ナリ、震旦ニハ惠日三藏トマフスナリ」と結ばれてあるが、この事は教行信證の行卷にも五會讚を引用され乍ら、「依般舟三昧經慈愍和尚」と慈愍三藏の釋文なる事を明かされたが、このような所にも聖人らしい嚴密さがうかがえる。そして、かかる事の影響であろうか、岡崎市の妙源寺所藏の光明本尊を初め、盛岡市の本誓寺・福島縣坂下の光照寺などの現存初期の光明本尊に、いずれも慈愍を加えている事も私に興味あることである。

#### 四

聖人が初めて阿彌陀經義疏を見られたのは、吉水會下の時代であつたろうが、その後、聞持記に注意された事には、物事を深く掘り下げて求め考えられる、嚴密にして容易に妥協されない聖人の性格を窺知し得るのであるが、今、その中の「具縛ノ凡愚 屠沽ノ下類」に留意さ

れたのは、先にも推察した如く、ただ其の具體的表現を自己の外に求めるものであつてはならない。即ち聖人においては、師上人の教に全般的歸依をされつつ、同じ傳統の「ヨキ人」たる聖覺の唯信抄を通して、身證された自覺において把握されなくてはならないが、このことは既に、法然上人において「具縛の凡夫なりとも、本願をたのみて念佛せば往生うたがいあるべからざるむね上人しめし給ける」(行狀繪圖) 第三六卷と、たびたび「具縛の凡夫」の言葉を用いたようであり、又、その常の仰せに「源空は智德をもて人を化するを不足なり、法性寺の空阿彌陀佛は、愚癡なれども、念佛の大先達として、あまねく化導ひろし、我もし人身うけば、大愚癡の身となり、念佛勤行の人たらむとぞ仰られける」(繪圖) 四八とあり、また「聖道門の修行は、智恵をきはめて生死をはなれ、淨土門の修行は、愚痴にかへりて極樂にむまるべしとぞおほせられける」(繪圖) などの言葉に接する事ができるが、特に後者の仰せは源空聖人私日記(下本)・醍醐本法然上人傳記・法然上人傳法繪(下)等にも所載されているが、この聖道門に對する淨土門の立場を表明する言葉は、後に時と處とをかけて、曾遊の東關の地で門侶の中に「學生沙汰セサセタマヒサフラ」(末燈沙第六通) いし折、老齡にして

頓に視力の衰えられた聖人が、したためられた書簡のかにも「故法然聖人ハ淨土宗ノ人ハ愚者ニナリテ往生スト候シコトヲ、タシカニウケタマハリシ候」(末燈沙)の一節があり、その差出し年次の文應元年より計算すれば、この書簡は師上人の滅後四十八年目に當る。そして、恩師より相承のこの短い一節の中に、まさに千斤の重みが汲みとられよう。なお而して、その金言は、かつて若き日、耳の底に留められたものであろうが、更に人生經驗を重ねるに隨つて、その味わいを深められしものである。かくして、唯信鈔文意や一念多念文意の奥書に「ナカノヒトノ文字ノコ、ロモシラス、アサマシキ愚癡キワマリナキニヘニ」と誌された附記も、田舎の愚痴極りなき人々を、ただ對的にみるとなしに、それは恰も、愚痴の空阿の在り方に對して、法然みずから自己の反省と願望を懷かれたと云う先掲の資料にも窺われる如く、或は又、聖人が常の御持言として「ワレハコレ賀古ノ教信沙彌(ヨノ沙彌ノ様禪林ノ永ノ定ナリ)」(改邪)と云われたと傳えるように、いずれも、夫々が自らのあるべきようを表示された事において、一入意義深く感じられる。

自覺においてとらえらるべき「屠沽ノ下類」の表現を、聖人が歴史的事実の上で證明せんとされた資料として現存する文献に、西本願寺龕藏の烏龍山師屠兒寶藏傳中の屠兒寶藏の傳記がある。その書寫されるところ僅かに數行ではあるが、これが唐朝京師善導和尚類聚傳より、少康の傳と共に抄出された事は注目すべきことで、それの書寫が東關行化中のことといわれる點などから、今その當時における聖人の御心情をうかがつてみよう。即ち、聖人が東國へ移られたのは四十二歳の頃と認められるが、この東國行について覺如上人は、今は喪き法然上人が曾つて「守三道綽遺誠」、專修專念任三善導古風」と自行化他された傳統を繼いで、聖人また「爲弘西土之教文、遙跋東關之斗藪」と報恩講式に書いておられるが、この式文は覺師二十五歳(彼后二九年聖人)の著と推定され、當時遺弟も可成り殘存していたと思われるから、恐らく聖人の素意を傳えたものであろう。而して之に隨えば聖人は師の沒後遺誠(西方指南抄)を守り、あまねく未知の人々に專修念佛の弘通を志されたものであろうが、實は此の遺誠の實行に際しては「ししんけう人しんなんちうてんきやうなむ」と、後に内室惠信尼公が禮讚の文を以つて、その當時の苦惱をしたためられた如く、聖人は

其の自信教人信の如何にも難信なる事を、ひしひしと身に感じられた事であろう。さればこそ偶々、類聚傳を見る機會を得られた際、一入に感激を以つて抜き書きされたものと考えるものである。今このような思惟方法によつて類推するならば、後に筆硯の勞をとられた見聞集所收の涅槃經抄出にも、先の感激と同様なものが窺われないであろうか。即ちそこには、涅槃經第十八卷(南本)より阿闍世の獲信が長々と引文されているが、この阿闍世の文と前の屠兒寶藏傳との間には、何か必然的な關係があるよう私考するものであつて、若し此の事が認められるならば、後者において明らかに如く、難化・難治の機・病が「親鸞一人」の上に感受される所に、宗教的信の立場が求められるから、今も、その同じ場に立つて寶藏の傳記を窺い、更には「屠沽ノ下類」の問題も考えられねばならないであろう。したがつて、この基底に立つ限りにおいて、念佛往生の教は、歎異抄に「ウミカワニアミヲヒキ、ツリヲシテ世ヲワタルモノモ、野ヤマニシヘヲカリ、トリヲトリテ、イノチヲツクリモカラモ、アキナキヲシ、田畠ヲツクリテスクリヒトモ」(第一三章)といわゆる漁・獵・商・農を生業とする人達、今それを當時の在地權力をめぐつて、權力者と被抑壓者に大別す

る時、親鸞聖人御消息集の中に見られる如く、「念佛者」は「領家・地頭・名主」に對する「百姓」(廣本第)<sup>(四通)</sup>の側にあつた事から、被抑壓者の階層において主として受容されたとは言い得ても、現存資料よりの究明からして、聖人滅後における門侶の門徒形成に際し、横曾根門徒の特殊な動向についての、存覺一期記の記錄を以つて推考する事は、若しそれが、全門侶の主體を論じるものであれば、到底無理の感を免れ得ない。すなわち、木針(武藏國)<sup>(小針ガ)</sup>の智信が三百貫を醸出し、外に所々の門弟より數百貫を集めたのは、唯善および「唯善與同」(記入<sup>(交名牒)</sup>)の一派によるものであり、特に横曾根門徒が地理的に鎌倉に近かつた事は、このころ鎌倉を中心にして急速に市場の開設が見られ、相模・武藏地方に商業資本の影響を想像しうるもので、聖人在世中「大番」(血脈文集四に)役で上京する幕府の家人があつたように、聖人滅後四十年頃に商業に從事する人達のいた事、この點を指摘された事は、それなりに注目すべきことであるが、ただ上述の如き史料の特徴性に、より多くの注意を拂わねばならないであろう。

而して私も、若し社會的基盤なるものを何等かの資料をあげて推考するならば、聖人および其の直弟の時代(私に本願寺創立を下限とする)それを今、初期教團と稱するならば、この

時代の資料として先掲の歎異抄の文があげられる。更に門侶交名牒に載る門侶を國別に分け、その數の最も多い常陸、就中その奥郡に住む人達を以つて其の主體とすれば、稅所文書の弘安(弘安は聖人滅后一六〇二六年)の太田文による常陸各郡の作田、その中における奥三郡の面積より推察すると、この地方に住する門侶の多くが農業に從事し、かつ自活の出來ない人達にあつては、或は漁・獵に又は商の中にも、その日の糧を需めねばなかつたのではないかろうか。尤も、この事を證明するには、今日、直接文獻の上で皆無の状態ではあるが、かといつて、現存資料の關係から奥郡住の門侶の存在を輕視する事が若しありとするならば、それは決して正當な論議とは言えないであろう。そして、なお附言するならば、後に高田や鹿島・横曾根の有力門徒の下に隠れてしまつた、名もなき田舎の人々こそ初期真宗教團の基礎層であつたと言えよう。

(六八頁下段より)  
しかしこの事實を認め現代狀況における人間の適確な認識をもつことは、吾々が如何様の問題を設定するにせよ常に前提として要求されることである。